	その他の燃料	都市ガス	千m³											
		連携分	千m³									GJ/千m³		
		（　　）												
		連携分												
	産業用蒸気		GJ											
	連携分		GJ									(GJ/GJ)		
	産業用以外の蒸気		GJ											
	連携分		GJ									(GJ/GJ)		
	温水		GJ											
	連携分		GJ									(GJ/GJ)		
	冷水		GJ											
	連携分		GJ									(GJ/GJ)		
	小計		GJ											
	連携分		GJ											
電気	電気事業者	昼間買電	千kWh											
		連携分	千kWh									GJ/千kWh		
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	（　　）	（　　）									
		連携分	千kWh									GJ/千kWh		
		夜間買電	千kWh											
		連携分	千kWh									GJ/千kWh		
	その他	上記以外の買電	千kWh											
		連携分	千kWh									GJ/千kWh		
		自家発電	千kWh											
		連携分	千kWh									GJ/千kWh		
	小計		千kWh											
	連携分		千kWh											

合　計GJ									
うち連携分									
原油換算kl	Ⓢ-1		Ⓣ		Ⓣ'				Ⓢ-2
うち連携分									
前年度原油換算kl									
うち連携分									
対前年度比（%）									
うち連携分									

備考　「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「（　）」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

様式第二十一の特定一第八表を次のように改める。

特定－第８表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

		対象項目別評価点
Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準		
Ⅰ－１　全ての事業者が取り組むべき事項		
（１）取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	□　策定している □　策定していない	
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	□　全て含めている □　大半含めている □　一部含めている □　含めていない	
（２）管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない （整備完了予定年　　年度）	
（３）責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	□　配置済み □　一部配置している □　配置していない	
①エネルギー管理統括者の責務 ア．設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
③現場実務を管理する者の責務 ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない	
イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない	
ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない	
（４）資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（５）従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（６）取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
（７）取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（８）文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	